

死体取扱規則等の一部を改正する規則案新旧対照条文

死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（死体DNA型記録の作成等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する警察署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「死体DNA型記録」という。）を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。</p> <p>3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二条第五号の被疑者DNA型記録をいう。）及び特異行方不明者等DNA型記録（行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）第二十条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。以下</p>	<p>（DNA型記録による身元照会）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の規定による嘱託を受けた科学捜査研究所長は、当該嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する警察署長から次項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型に係る記録（次項及び第五項において「死体DNA型記録」という。）を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による送信を受けた犯罪鑑識官は、速やかに、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二条第五号の被疑者DNA型記録をいう。）に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。</p>

下同じ。)に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

5| (略)

(死体DNA型記録の整理保管等)

第四条の二 犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による死体DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2| 犯罪鑑識官は、死体DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3| 犯罪鑑識官は、その保管する死体DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。

一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該死体DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該死体DNA型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者(行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。)であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、死体DNA型記録を保管する必要がなくなつたとき。

4| (略)

5| 科学捜査研究所長及び犯罪鑑識官は、第二項の規定による送信又は第三項の規定による対照をしたときは、当該死体DNA型記録を抹消しなければならない。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 特定DNA型 MCT一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るDNA型をいう。</p> <p>イ D一六一五六</p> <p>ロ TPOX</p> <p>ハ D二四四一</p> <p>ニ D二二三八</p> <p>ホ D三三三八</p> <p>ヘ FGA</p> <p>ト D五八一八</p> <p>チ CSFPO</p> <p>リ D七八二〇</p> <p>ヌ D八六一七九</p> <p>ル D一〇二二四八</p> <p>ヲ THO一</p> <p>ワ vWA</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 特定DNA型 MCT一八及びアメロゲニン並びに次に掲げる座位に係るDNA型をいう。</p> <p>イ D八六一七九</p> <p>ロ D二二一</p> <p>ハ D七八二〇</p> <p>ニ CSFPO</p> <p>ホ D三三三八</p> <p>ヘ THO一</p> <p>ト D一三三三七</p> <p>チ D一六五三九</p> <p>リ D二二三八</p> <p>ヌ D一九四三三</p> <p>ル vWA</p> <p>ヲ TPOX</p> <p>ワ D一八五一一</p>

カ | D二S三九一  
 コ | D一三S三一七  
 タ | P e n t a E  
 レ | D一六S五三九  
 ソ | D一八S五一  
 ツ | D一九S四三三  
 ネ | D二一S一  
 ナ | P e n t a D  
 ラ | D二二S一〇四五  
 ム | DYS三九一  
 三〇九 (略)

十 | 特異行方不明者等DNA型記録 行方不明者発見活動に関する規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十三号)第二十四条の二第二項に規定する特異行方不明者等DNA型記録をいう。

(作成等)

第三条 (略)

2 (略)

3 科学捜査研究所長は、当該科学捜査研究所が警察署長等から囑託を受けて遺留資料又は変死者等資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、当該警察署長等が第五条第二項の規定による対照をする必要があると認めるときは、当該遺留資料又は変死者等資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならぬ

カ | D五S八一八  
 コ | F G A

三〇九 (略)

(作成等)

第三条 (略)

2 (略)

3 科学捜査研究所長は、当該科学捜査研究所が警察署長等から囑託を受けて遺留資料又は変死者等資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明した場合において、当該警察署長等が第六条第二項の規定による対照をする必要があると認めるときは、当該遺留資料又は変死者等資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならぬ

い。

4 (略)

(対照)

第五条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したときは、速やかに、当該記録に係る特定DNA型とその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果をその都道府県警察の警察署長等が当該作成に係るDNA型鑑定  
の嘱託を行った都道府県警察の科学捜査研究所長に通知しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、第三条第二項又は第三項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による送信を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる記録に係る特定DNA型とそれぞれ当該各号に定める記録に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送

い。

4 (略)

(整理保管)

第五条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項（前条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による被疑者DNA型記録若しくは遺留DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(対照)

第六条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したときは、当該記録に係る特定DNA型とその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、その結果を、その都道府県警察の警察署長等が当該作成に係るDNA型鑑定の嘱託を行った都道府県警察の科学捜査研究所長に通知しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、第三条第二項又は第三項（第四条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による送信を受けたときは、次の各号に掲げる記録に係る特定DNA型とそれぞれ当該各号に定める記録に係る特定DNA型とを対照し、その結果を、当該送信をした科学捜

信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

一 被疑者DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する遺留DNA型記録  
二 遺留DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録

三 変死者等DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び特異行方不明者等DNA型記録

3 犯罪鑑識官は、前二項の規定による対照をした場合において、当該被疑者DNA型記録又は遺留DNA型記録に係る特定DNA型がその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型に該当したときは、直ちに、その結果を当該保管する遺留DNA型記録を送信した科学捜査研究所長に通知しなければならない。

4 前三項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該各項の規定による通知の内容を当該通知に係る被疑者資料、遺留資料又は変死者等資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知しなければならない。

(整理保管)

第六条 犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項(第四条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録若しくは変死者等DNA型記録の送信を受けたときは、これを整理保管しなければならない。

2 犯罪鑑識官は、被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録及び変死者等DNA型記録の保管に当たっては、これらに記録された情報の漏え

査研究所長に通知しなければならない。

一 被疑者DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する遺留DNA型記録  
二 遺留DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録

三 変死者等DNA型記録 犯罪鑑識官の保管する被疑者DNA型記録

3 犯罪鑑識官は、前二項の規定による対照をした場合において、作成若しくは受信した被疑者DNA型記録又は受信した遺留DNA型記録に係る特定DNA型がその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型に該当したときは、その結果を、当該保管する遺留DNA型記録を送信した科学捜査研究所長に通知しなければならない。

い、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならぬ。

(抹消)

第七条 (略)

2 (略)

3 犯罪鑑識官は、その保管する変死者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該変死者等DNA型記録を抹消しなければならない。

一 第五条第二項の規定による対照をした場合において、当該変死者等DNA型記録に係る特定DNA型が犯罪鑑識官の保管する特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該変死者等DNA型記録に係る変死者等が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者(行方不明者発見活動に関する規則第二条第二項に規定する特異行方不明者をいう。)であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、変死者等DNA型記録を保管する必要がなくなつたとき。

(抹消)

第七条 (略)

2 (略)

3 犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による変死者等DNA型記録に係る対照をしたときは、当該変死者等DNA型記録を抹消しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 行方不明者の発見のための活動</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 特異行方不明者の発見活動（第二十条 第二十四条の三）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（警察庁犯罪鑑識官による対照等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 警察庁犯罪鑑識官は、第一項又は第二項に規定する調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかつたときは、その旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを送付した本部鑑識課長に通知するとともに、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票の写しを整理し、及び保管しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による通知を受けた本部鑑識課長は、当該通知があつた旨を当該受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 行方不明者の発見のための活動</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 特異行方不明者の発見活動（第二十条 第二十四条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（警察庁犯罪鑑識官による対照等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 警察庁犯罪鑑識官は、第一項又は第二項に規定する調査により、受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかつたときは、送付を受けた受理票の写し又は身元不明死体票の写しを整理し、及び保管しなければならない。</p>



(特異行方不明者等DNA型記録の作成等)

第二十四条の二 受理署長は、特異行方不明者について第十八条第五項の規定による通知を受けた場合において、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときは、次の各号に掲げる者から、その同意を得て、当該各号に定める資料(以下「特異行方不明者等資料」という。)の提出を受け、警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長(以下「科学捜査研究所長」という。)に当該特異行方不明者等資料を送付することにより、当該資料のDNA型鑑定(DNA型記録取扱規則(平成十七年国家公安委員会規則第十五号)(第二条第三号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。))を囑託することができる。

一 届出人(次号から第四号までに掲げる者を除く。)(当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料であつてDNA型鑑定に用いられるもの)

二 当該特異行方不明者の実子 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実子の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの

三 当該特異行方不明者の実父 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実父の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの

四 当該特異行方不明者の実母 当該特異行方不明者が遺留したと認められる資料又は当該実母の身体の組織の一部であつてDNA型鑑定に用いられるもの

2 前項の規定による囑託を受けた科学捜査研究所長は、当該囑託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則第二条第二号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明した場合において、前項に規定する受理署長から第四項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、当該資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等DNA型記録」という。）を作成し、これを警察庁犯罪鑑識官に電磁的方法により送信しなければならない。

3 科学捜査研究所長は、前項の規定による送信をしたときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

4 第二項の規定による送信を受けた警察庁犯罪鑑識官は、速やかに、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録（DNA型記録取扱規則第二条第九号の変死者等DNA型記録をいう。以下同じ。）及び死体DNA型記録（死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）第四条第二項に規定する死体DNA型記録をいう。以下同じ。）に係る特定DNA型とを対照し、直ちに、その結果を当該送信をした科学捜査研究所長に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた科学捜査研究所長は、直ちに、当該通知の内容を第一項に規定する受理署長に通知しなければならない。

（特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等）

第二十四条の三 警察庁犯罪鑑識官は、前条第二項の規定による特異行方不明者等DNA型記録の送信を受けたときは、行方不明者発見活動

に資するため、これを整理保管しなければならない。

2 警察庁犯罪鑑識官は、特異行方不明者等DNA型記録の保管に当たっては、これに記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 警察庁犯罪鑑識官は、その保管する特異行方不明者等DNA型記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特異行方不明者等DNA型記録を抹消しなければならない。

一 前条第四項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型が警察庁犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型に該当し、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項に規定する取扱死体をいう。）であることが判明したとき。

二 前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

（本部鑑識課長等に対する報告等）

第二十八条（略）

2 本部鑑識課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁犯罪鑑識官に報告するとともに、第十七条第三項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票を廃棄しなければならない。

（本部鑑識課長等に対する報告）

第二十八条（略）

2 本部鑑識課長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を警察庁犯罪鑑識官に報告しなければならない。

3

警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による報告を受けたときは、第十八条第四項の規定により保管する当該受理票の写し又は身元不明死体票の写しを廃棄しなければならない。